

トーヨースギウエ株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：令和4年までに、年次有給休暇の取得率を50%にする。

<対策>

- 令和2年4月～ 計画年休5日の取得状況を調査
- 令和3年4月～ 計画年休の日数の追加を検討